

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 10 月

兵 庫 県 人 事 委 員 会

令和8年10月14日

兵庫県議会議長 北 野 実 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 職員の給与について	
1 給与勧告の基本的な考え方	1
2 職員の給与等	
(1) 職員数及び職員構成	2
(2) 平均給与月額	2
3 民間の給与等	
(1) 初任給の状況	3
(2) 給与改定の状況	3
4 最近の賃金・雇用情勢等	
(1) 民間賃金指標の動向	4
(2) 消費者物価指数	4
(3) 標準生計費	4
(4) 雇用情勢	4
5 職員給与と民間給与の比較	
(1) 月例給	5
(2) 特別給	5
6 職員給与と国家公務員給与との比較	6
7 人事院の給与等に関する報告等の概要	6
8 職員の給与の改定等	
(1) 月例給（給料表等）	6
(2) 特別給（賞与等）	7
(3) 地域手当	7
(4) 第1種初任給調整手当	8
(5) 宿日直手当	8
(6) 転勤に伴う経済的な負担等の軽減等	8
第2 人事行政における諸課題について	
1 優秀で多様な人材の確保及び育成	
(1) 職員採用の強化	9
(2) 中長期視点に立った人材の育成	11

2	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	
(1)	女性の活躍推進	12
(2)	障害者の雇用促進	13
3	能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上	13
4	働き方改革と勤務環境の整備	
(1)	超過勤務の縮減及び休暇の取得促進	14
(2)	仕事と生活の両立支援	16
(3)	職員の健康管理	17
(4)	ハラスメントの防止	18
5	高齢期の雇用	19
6	臨時・非常勤職員の任用等	19
7	公務員倫理の徹底	20
第3	おわりに	
1	人事委員会の給与勧告制度	21
2	むすび	21
別表	人事院の給与等に関する報告等の概要（R8.8.7）	22
別紙第2	勧告	26
別記		28

別紙第1

報 告

第1 職員の給与について

1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則のもとで、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢、勤務地域に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象としたうえで、主な給与決定要素である役職段階、学歴等を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。比較対象企業規模については、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、100人以上としている。

また、給与決定要素のうち役職段階については、平成30年に、前回見直しを行った平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、公民比較に反映した。検証で明らかになった職員構成に係る様々な課題については、任命権者において、職員の採用等を通じ、早期に解決に向けた取組を進める必要がある。本委員会としても、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法のあり方について検討していく。

近年の職員給与を見ると、昨年は、民間における大幅な賃上げを反映し、月例給、特別給ともに4年連続の引上げとなった。

本年の報告及び勧告にあたっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢

を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員及び民間企業従業員の給与の実態を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、**41,864** 人（市町立学校 県費負担教職員 **17,296** 人を含む。）となっている。また、調査対象外として、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員があり、その職員数は **7,261** 人となっている。

本年実施した「職員給与実態調査（令和8年）」による職員の給与等の状況（令和8年4月現在）は、次のとおりとなっている。

(1) 職員数及び職員構成

職員は、総数 **41,864** 人、平均年齢 **40.5** 歳、平均経験年数 **17.3** 年となっている。男女別構成比は、男性 **61.1%**、女性 **38.9%**、学歴別構成は、大学卒 **82.0%**、短大卒 **4.0%**、高校卒 **14.0%**、中学卒 **0.0%**、年齢別構成は、**19** 歳以下 **0.5%**、**20** 歳台 **18.7%**、**30** 歳台 **27.7%**、**40** 歳台 **28.0%**、**50** 歳台 **25.1%**、**60** 歳以上 **0.0%** となっている。

なお、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、職員数 **7,089** 人、平均年齢 **41.1** 歳、平均経験年数 **18.9** 年となっている。

(2) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、給料 **379,163** 円、扶養手当 **10,641** 円、地域手当 **29,449** 円、その他手当 **33,458** 円、計 **452,711** 円となっている。

そのうち、行政職についてみると、給料 **344,039** 円、扶養手当 **7,950** 円、地域手当 **28,494** 円、その他手当 **37,085** 円、計 **417,568** 円となっている。

（参考資料 第1 職員給与関係資料 参照）

3 民間の給与等

職員と民間企業従業員の給与の精密な比較を行うため、企業規模 **100** 人以上、かつ、事業所規模 **50** 人以上の県内民間事業所 **1,875** 所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出された **401** 所の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「職種別民間給与実態調査（令和8年）」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者 **76** 職種、約 **18,000** 人について、本年4月分とし

て個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況等についても、引き続き調査した。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所は、大学卒で 50.5%（昨年 49.5%）、高校卒で 35.3%（同 34.6%）となっている。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒で 72.6%（同 73.1%）、高校卒で 78.8%（同 80.1%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 27.4%（同 26.9%）、高校卒で 21.2%（同 19.9%）となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 249,476 円、高校卒で 214,659 円となっており、昨年に比べ増額となっている。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

(2) 給与改定の状況

民間事業所の給与改定の状況は、表1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 68.5%（昨年 62.5%）と増加し、ベースアップを中止した事業所は 2.3%（同 1.9%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.4%（同 0.8%）となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は 28.8%（同 34.8%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	68.5	2.3	0.4	28.8
課 長 級	63.2	2.1	0.4	34.3

（注）ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

定期昇給の実施状況は、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 93.4%（昨年 91.4%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加の事業所の割合は 37.1%（同 36.7%）、減少の事業所の割合は 6.8%（同 7.0%）、変化なしの事業所の割合は 49.5%（同 47.7%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階		定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 なし	
			増 加	減 少	変化なし			
係 員		93.7	93.4	37.1	6.8	49.5	0.3	6.3
課 長 級		86.9	86.7	32.9	6.2	47.5	0.3	13.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模 30 人以上）による本年 4 月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年 4 月に比べ 5.9%増加している。また、所定外給与は 11.0%増加しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は 6.4%増加している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は 3.6%増加している。
(参考資料 第 4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年 4 月の神戸市の消費者物価指数は、昨年 4 月に比べ 2.0%増加している。

(参考資料 第 4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年 4 月の標準生計費は、2 人世帯 225,600 円、3 人世帯 259,710 円、4 人世帯 293,820 円となっている。

(参考資料 第 3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年 4 月の全国における完全失業率は、昨年 4 月の水準と同じく、2.5%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年 4 月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年 4 月に比べ 0.05 ポイント低下し、0.94 倍（季節調整値）となっている。

(参考資料 第 4 労働経済関係資料 参照)

5 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いて、職員にあっては行政職、民間企業従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間企業従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。

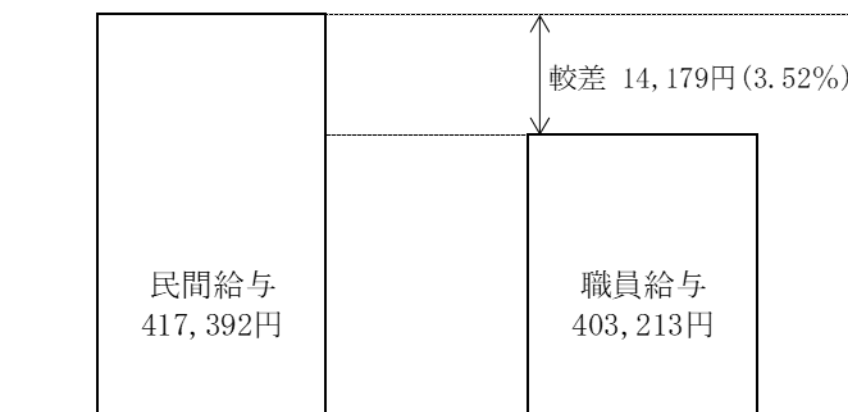
この結果、表4に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を14,179円(3.52%)下回っている。

表4 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	417,392円
県職員の給与 (B)	403,213円
較 差 (A)-(B)	14,179円 (3.52%)

(注) (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

[参考]



(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間企業従業員の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、表5に示すとおり、平均所定内給与月額の4.71月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当

の年間の支給月数（4.65月）は民間企業従業員の特別給を下回っている。

表5 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A ₁)	400,543円	322,088円
	上 半 期 (A ₂)	415,273円	330,290円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	882,896円	642,210円
	上 半 期 (B ₂)	1,045,178円	658,510円
特別給の 支 給 割 合	下 半 期 (B ₁ /A ₁)	2.20月分	1.99月分
	上 半 期 (B ₂ /A ₂)	2.52月分	1.99月分
	計	4.72月分	3.99月分
年 間 の 平 均		4.71月分	

(注) 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.65月である。

6 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレス指数は、令和7年4月1日現在で99.4となっている。

7 人事院の給与等に関する報告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、一般職の職員の勤務時間及び休暇について勧告し、あわせて、公務員人事管理について報告した。また、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。

その概要は別表のとおりである。

8 職員の給与の改定等

(1) 月例給（給料表等）

前記のとおり、本県において「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、公民較差は14,179円（3.52%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均3.3%の引上げ勧告を行った。その際、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を行うとともに、初任給については、一般職試験（高卒者）は4.7%（9,500円）、一般職試験（大卒程度）は4.1%（9,500円）、総合職試験（大卒程度）は3.9%（9,500円）、それぞれ引き上げることとした。再任用職員については、民間の再雇用者の状況を踏まえて、平均8.5%の引上げ勧告を行った。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「令和8年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

(2) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間企業における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当について、同様に改定を行う必要がある。

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、常勤職員との均衡を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(3) 地域手当

人事院は、地域の民間賃金水準を反映させるための給与の地域間調整の一環として地域手当とともに導入された広域異動手当について、民間給与との較差を解消するために、令和8年4月に遡及して支給割合の引上げを勧告した。

本県においては、給与の地域間調整については地域手当により適切に行っているところ、地域手当については、国が広域異動手当の支給割合の引上げにより民間給与との較差を解消する趣旨を踏まえ、公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間の給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

なお、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保のため、公民較差の範囲内で地域手当の支給割合の見直しを行うことは、給与制度総体として適正なものであると考える。

(4) 第1種初任給調整手当

人事院は、医師に対する第1種初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定する必要がある。

(5) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に対する措置の状況を考慮して、改定を行う必要がある。

(6) 転勤に伴う経済的な負担等の軽減等

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっており、公務上必要な転勤を行う職員の経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとし、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設等を行うこととした。

本県においては、国の法整備の動向に留意しつつ、民間の支給状況を踏まえ、適切な措置を講じる必要がある。

第2 人事行政における諸課題について

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、大規模災害リスクの顕在化、物価高騰に加え、県の厳しい財政状況など、昨今の県政を取り巻く状況は、かつてなく複雑で困難なものになっており、本庁舎の分散化も進んでいる。

このような状況においても、質の高い行政サービスを提供していくためには、県政に対する県民の信頼確保に努めるとともに、人材マネジメント方針に基づいた人事行政や、エンゲージメント向上の取組等を進めながら、公務組織を支える職員の能力を最大限引き出し、職員一人ひとりがやりがいをもって職務を遂行できる勤務環境の整備を今後も一層推進していくことが重要である。

これらを踏まえ、人事行政の諸課題について、以下のとおり報告する。

1 優秀で多様な人材の確保及び育成

(1) 職員採用の強化

ア 採用試験制度の見直し

複雑多様化する行政課題に対応するためには、柔軟な発想と果敢な行動力を備えた優秀で多様な人材を確保することが求められる。

そのため、本県では、「人材マネジメント方針」(R5.3策定)に基づき、①県民本位、②ダイバーシティ&インクルージョン、③リ・チャレンジ、④ネットワーク、⑤成長からなる「HYOGO's WAY (求められる職員像)」を踏まえて策定した採用評価基準により意欲的な人材確保に努めている。

事務系職種については、採用予定数が増加する中、競争倍率は低下傾向にあるものの、受験者数は令和6年度から実施する大卒程度区分・早期SPI枠の効果もあり10年前の水準を確保できている。今年度からは、より一層の受験者数の確保に繋げるため、経験者区分の受験者の1次試験(SPI)について、日時・会場を選択できる「テストセンター方式」に変更するほか、将来の防災を担う人材の計画的な確保・育成のため、防災分野での勤務を希望する者を対象とする総合事務職(防災コース)を新たに設けている。

一方、技術系職種については、採用試験の通年実施(春・秋)や受験資格の拡充など、受験者数の確保に向けて適宜必要な見直しを行っているが、採用予定数の確保が困難な職種が依然として生じるなど厳しい状況が続いている。今年度の秋日程の試験からは、総合土木職と建築職において、大学3年生での受験を可能とするとともに、大学院進学後の採用も可能とするため、採用候補者名簿の有効期間を3年延長する見直しを行った。技術系職種の人材確保は今後も更に厳しくなることが予想されるため、他府県や近隣

自治体の動向を注視し、引き続き、試験制度の見直しに積極的に取り組む必要がある。

加えて、高度な知識や専門性が必要とされる業務に対応するため、経験者採用のほか任期付採用の活用など、民間人材の確保にも取り組んでいく必要がある。

若年人口の減少や人材の流動化がより一層進む中、今年度からは、元職員の「再度県で働きたい」というニーズに応えるとともに、即戦力となる人材の確保に向け、職員再採用選考試験～Rejoin Hyogo 採用制度～を始めているが、民間企業の採用意欲は依然として高く、公務人材の確保は引き続き厳しい状況が続くと予想される。今後も、試験の実施状況や受験者の動向等を踏まえながら、国や他の自治体の取組を考慮し、任命権者とともに採用試験制度の見直しを更に検討していく。

イ 県職員の魅力・採用情報の発信

多くの意欲ある受験者を確保するためには、民間企業とあわせて志望する者や社会人経験者も含め幅広い層に対し、五国からなる広大な県域をフィールドに、地域の課題を解決し、持続可能な地域づくりを推進するという兵庫県で働く魅力ややりがいをしっかりと伝えていくことが重要である。

その上で、求められる職員像「HYOGO's WAY」に加え、スペシャリスト育成プログラムや庁内公募など職員が主体的にキャリア形成できることや新しい働き方の推進により柔軟で効率的かつ多様な働き方が進んでいることを的確に発信する必要がある。

このため、実際の業務を体験できるキャリア実習プログラムをはじめ、主に大学1、2年生を対象としたキャリアデザイン講座や受験者層に応じた職種別ガイダンス、各大学と連携した説明会をオンライン方式も活用しながら実施するとともに、採用案内タブロイド紙と効果的に連携させた職員採用ポータルサイトの運用や SNS による発信を充実させるなどの取組を強化する。

また、職場見学等により、職員などの生の声や職場の雰囲気に触れることができる「採用サポーター制度」(R5～)や、より早い段階から職業観の醸成や進路選択を促す「高校生出前講座」(R8～)を通じて、県で働く魅力ややりがいを発信することにより、県職員への志望喚起や受験者確保に繋げていく。

技術系職種については、任命権者においても、リクルーターによる大学訪問、現場説明会の開催等、職種ごとの取組を進めるとともに、合格後の辞退を防止するため、採用前の説明会や研修、個別相談の実施、県政情報の発信のほか、県庁での働き方をわかりやすく伝える「採用サポーター制度」の積極的な活用など、合格者に対する採用までの定期的なコンタクトを引き続き行っていく。

今後も受験者確保に向けて、任命権者と一体となって様々な機会やツールを生かして、兵庫県職員が意欲とやりがいを持って職務に従事できる魅力ある職業であることを発信していくことが必要である。

(2) 中長期視点に立った人材の育成

県政課題の複雑・多様化により、職員をめぐる環境が大きく変化する中においても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人ひとりが個性と能力を最大限発揮でき、組織力の向上につながるよう、人材育成の取組を計画的・戦略的に進めていく必要がある。

「人材マネジメント方針」では、採用、育成、配置、評価・処遇といった人事施策全般を一貫した考え方の下に整備するための基本的方向性を定め、実施している。人材育成の取組は、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、人事管理全般を通じて総合的に推進すべきものであり、人材育成担当部門や管理監督職はもとより、職員一人ひとりが本県における人材育成の基本的な考え方を共有することが重要である。

管理監督職には職員が担当業務に取り組む意義や業務目標を正しく理解し、より効果的に業務を推進できるよう、部下と業務目標を共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが求められる。

また、職員一人ひとりが自身のキャリアビジョンを明確に持ち、その実現に必要な知識や能力を継続的に習得し、成長につなげていくことが、仕事のやりがいや主体的に職務に従事する意欲を生み、組織の活性化の観点からも極めて重要となる。

職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が求められる。今後更に職員の多様な能力・適性に応じて、自ら必要な学びが選択できるよう研修環境の整備や社会参画を一層進めるとともに、職員が主体的に描いたキャリアビジョンを実現で

きるよう庁内公募やマルチワークプログラム等の取組を充実させる必要がある。

さらに、職員の育成や意欲の向上、ひいては組織力の向上に実効性のあるマネジメントを推進するには、それぞれの取組の効果を分析・検証することにより、人材育成上の課題把握と改善につなげる PDCA サイクルを実践していくとともに、職員に求められるスキルの体系化や DX 人材の育成など、時代の情勢に応じた新たな取組を取り入れていくことが重要である。

2 ダイバーシティ&インクルージョンの推進

(1) 女性の活躍推進

性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて活躍できる職場づくりを推進し、様々な価値観や意見を受け入れ、その多様性と包括性を高めていくことが、今後ますます求められている。

特に、女性の活躍推進については、ライフステージも踏まえ、女性がそのキャリアを途切れさせることなく、活躍できる場を拡大することが重要である。

本県では、男女共同参画を推進するため、特定事業主行動計画にも位置づけられている「第8次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」（令和8～12年度）を策定し、「職員の働きがいの向上」「働きやすい職場環境の実現」「ワーク・ライフ・バランスの実現」を重点目標に掲げるなど、女性活躍を推進している。

知事部局等ではこれまでの取組の結果、令和8年4月の本庁課長級の女性割合 20.3%（第7次計画の目標 20%は昨年まで2年連続で達成）を達成しており、第8次計画では、女性の管理職登用を一層推進するため、更に高い数値目標 23%を設定するなど、着実に取組が進められている。

教育委員会の公立学校及び事務局における管理職の女性割合は、校種等で差があるものの 26.7%（目標：22%）で5年連続目標を達成し、警察における女性警察官の割合も 12.3%（目標：12%）で、目標を達成しており、新たに策定された計画においても、教育委員会では令和12年4月までに 30.0%、警察では令和13年4月までに 14.0%とするなど、更に高い数値目標を掲げている。

各任命権者においては、今後も、女性職員が生き生きと働くことができる環境整備を進めることが必要である。

女性職員のキャリア支援については、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、これまで女性が就いていなかった部門・職務・役職への積極的な

配置、キャリア形成への支援、ライフステージに応じたキャリア形成における働き方の研修の充実など、具体的取組を一段と進めていく必要がある。

あわせて、仕事と子育て・介護等との両立支援拡充や男性職員の育児休業取得の更なる推進を図るなど、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に引き続き取り組む必要がある。

(2) 障害者の雇用促進

障害者の雇用については、障害者を対象とする職員採用選考試験において、障害者の活躍の場が広がるよう、令和元年度に身体障害者だけでなく知的・精神障害者にも受験対象を広げたほか、令和4年度からは事務系職種に加えて技術系職種での募集や年齢制限の大幅緩和(59歳)を行った。また、令和7年度には、受験資格の身体障害者手帳の等級を「1級から4級まで」から「1級から6級まで」に拡充するなど、これまでから適宜試験制度の見直しを行い、受験者数の確保に努めてきた。

障害者の法定雇用率については、令和7年6月1日時点で知事部局及び警察においては法定雇用率を上回っているが、教育委員会において、学校現場では他の部門と同様には進みにくい面もあり、法定雇用率を下回る状況にある。令和8年7月には法定雇用率が引き上げられたことから、計画的に障害者雇用の拡大に取り組む必要がある。

採用後においても、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員一人ひとりが障害特性や個性に応じて能力が発揮できる具体的な業務等を選定するとともに、配属所属の理解を促進し、働きやすい環境整備や多様な特性に対応した人事管理を行うことが不可欠である。

3 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

定年の段階的引上げ、職員年齢構成の変化や働き方の多様化が進む中において、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、職員が自身の成長や組織への貢献を実感できることが極めて重要であり、人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用、給与等により適切に反映して、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用する必要がある。

そのため、「人材マネジメント方針」に基づく、管理職のマネジメント力向上をはじめ、WAY面談等の実施による職員への助言やフィードバック等の丁寧な実践などにより、能力と実績に基づく人事管理や納得感のある人事評価の実施に引き続き努める必要がある。現在、人事院では優秀な人材確保のための新たな人事

制度を検討しており、令和9年度に具体的な内容が報告されることから、その動向も注視する必要がある。

質の高い行政サービスを提供できる組織を目指していくためには、職員エンゲージメントを向上させることが重要である。職員のモチベーション向上の取組として、令和6年度から実施している職員のエンゲージメント調査においては、職員と組織の信頼関係を表す数値は向上している一方、それぞれの階層間での情報共有・意見交換機会が不足しているといった課題等は依然として見受けられる。管理監督職は自身のマネジメントの振り返りを行うとともに、職員全員がより働きやすい職場を実現していくために自身が何をできるか改めて考えていくことが重要である。

引き続き、課題に対して組織として改善策を実行し、職員がモチベーションを高く持って働ける環境を整備することが必要である。

また、現在、暫定的な本庁舎再編に係る執務室の移転が行われている。庁舎が分散化しても、全庁的な課題共有や対応が可能となる体制を整備し、業務効率の低下が起こらないように配慮していくとともに、職員同士のコミュニケーション等を損なうことのない、働きやすい職場環境を整備していく必要がある。

4 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

ア 超過勤務の縮減

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、知事部局、教育委員会、警察を問わず、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図る必要がある。

令和7年度の知事部局等の職員1人当たり1月平均の超過勤務時間（災害対応等を除く）は9.7時間で超勤縮減目標（10時間以下）を達成し、上限時間（年360時間）を超えて超過勤務を行った職員も286人と前年度を下回ったが、超過勤務が多い職場においては、個別面談などを通じて、引き続き、要因分析を十分に行い、業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに一層取り組む必要がある。

また、超過勤務の縮減を進めるためには、職員一人ひとりの意識改革はもとより、組織全体のパフォーマンスを更に高めていく必要がある。各任命権者において、業務量に応じた人員の確保のほか、超過勤務状況見える化の取

組（「BI ツール」の活用など）を通じて、事務負担の平準化、業務の縮減・効率化を推進し、新しい働き方の構築に努めていくことが重要である。

イ 休暇の取得促進

年次休暇の取得促進については、事務業務の簡素化、年間を通した計画的な休暇取得、休日と組み合わせた連続休暇の取得等に引き続き取り組む必要がある。

平均取得日数は近年 13 日程度で推移するものの、各任命権者ともに令和 6 年の全国平均 14.3 日を下回っている。また、年次休暇取得日数が 5 日未満の職員は、減少傾向にある。

これまでの取組により、年次休暇の取得は一定進んでいるが、更なる取得促進のため、知事部局では、今年度から年休取得促進月間を設定するとともに、全国平均以上を目指し、新たに年休平均取得日数 14.5 日以上を目標として設定した。こうしたことを契機に、効率的・効果的な業務執行を目指すことが必要である。また、取得が困難な職員に対しても、引き続き取得しやすい環境づくりの強化や働きかけが必要である。

ウ 教職員の多忙化対策

学校現場は、通常の授業以外にも、部活動をはじめ学校運営、生徒指導、保護者対応等、多岐にわたる業務を担っていることから、長時間勤務が常態化し、全国的にも深刻な状況となっている。勤務時間の適正化は、仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

県教育委員会は、「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」等に基づき、時間外在校等時間の上限時間を原則月 45 時間、年 360 時間と定めるとともに、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりに向け、様々な取組を行ってきた。

令和 7 年度の教員 1 人あたりの年平均超過勤務時間は、県立学校においては、294 時間 28 分で前年度より 15 時間 57 分減少している。市町立学校においては、小学校は 317 時間 11 分で前年度より 11 時間 30 分減少、中学校は 475 時間 48 分で前年度より 7 時間 32 分減少しており、取組の成果が見られるものの、中学校教員では上限時間を超えるなど、長時間労働の解消には至っていない。このような状況を踏まえ、県教育委員会は、令和 8 年 2 月に策定された「兵庫県教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、ICT の活用や業務支援員、部活動指導員など外部人材の活用のほか、保護者や地域に理解や協力を得るための県・市町連携による共同メッセー

ジの活用などを通じた教職員の業務量削減に向けた実効性の高い取組や健康保持増進による働きがいのある学校づくりを引き続き強力に推進していく必要がある。

とりわけ、多忙化の一因ともなっている教員の未配置問題は、令和8年5月1日における教員の不足は全校種計168人であり、前年度より26人減少したものの、依然として深刻な状況が続いている。県教育委員会は、講師登録人材バンクの充実や産休・育休代替教職員の安定的確保に向けた先読み加配措置、市町の臨時講師確保のための初任者の配置先決定時期の前倒し、常勤の臨時講師が確保できない場合の会計年度任用職員の柔軟な配置、産休・育休代替への正規教員の配置に係る必要人数の確保などの対策に取り組んでいるが、引き続き、これら制度の拡充をはじめ他の先進事例も踏まえつつ、教職員の不足解消に向けた人材確保策を一層強力に推進することが必要である。

また、県立学校における医師による面接指導の実施率は、令和7年度において、1か月100時間以上の者で60.7%、2～6か月平均80時間以上の者で48.4%となっている。対象教職員に対しては、長時間勤務に起因する健康障害を防止するため、面接指導の意義をより丁寧に周知し、更なる実施の徹底を図る必要がある。

学校現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させるとの観点とあわせ、県教育委員会において各市町組合教育委員会への業務改善につながる支援や連携を行うことが重要である。本委員会としても、対応を注視するとともに、必要に応じて、更に詳細な実態調査や教職員の多忙化対策について県教育委員会との意見交換を進める。

(2) 仕事と生活の両立支援

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進がますます重要となる。

人事院は、育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要があるとし、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、休暇の取得事由を問わず、給与上の取扱いを無給とし年間7日の休暇日数を付与する「無給休暇」を新設することについて勧告を行った。また、職員の健康福祉増進の観点

から、休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施することについて勧告を行った。

本県においては、ワーク・ライフ・バランス及び柔軟で多様な働き方を推進する観点から、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、適切な措置を講じる必要がある。

また、男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現に積極的に取り組む必要がある。

本県においては在宅勤務制度の活用を推進しているところ、在宅勤務制度は、柔軟で多様な働き方に資するものであり、職員一人ひとりの様々な事情に応じて職員が制度の利用を選択できることが重要である。

また、育児・介護のための休暇・休業制度や勤務時間制度の整備も進められており、男性職員の育児参加支援制度については、知事部局において、令和7年度に男性職員の2週間以上の育児休業の取得率が86.9%に達したほか、教育委員会及び警察においても取得率が向上している。各任命権者においては、引き続き取得率の更なる向上のための取組が求められる。

あわせて、管理職や男性職員をはじめ、職場全体の意識を変えていくことも重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、これまで以上に、仕事と不妊治療や妊娠、出産、育児、介護、治療等の両立を支援する制度の十分な周知と男性職員の家事・育児への参加の更なる促進等、互いに理解し協力しあう職場環境づくりに取り組む必要がある。

(3) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることこそ、本人や家族にとって何よりもかけがえのないことであり、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度など各種制度の周知や相談体制の充実に取り組む必要がある。

また、健康問題により長期病休を取得している者は、10年前に比べて減少傾向にあるものの依然として多く、長期病休者に占める精神疾患の割合は、令和7年度で、全体51.4%、教育委員会53.6%、警察33.3%であるところ、特に知事部局等では76.3%と高止まりしている状況である。

心の健康対策については、令和6年度に策定した心の健康づくり計画に基づき、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③復職支援などにより、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要であり、実施状況等を適切に評価して、メンタルヘルスケアの一層の充実を図ることが求められる。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。また、定期健康診断やストレスチェックの受診結果、職員健康相談や教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度を積極的に活用して職員の心身不調の早期発見や早期回復を支援するとともに、ストレスチェックの集団分析結果も参考に、職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらす。

各任命権者は「ハラスメント防止指針」を定め、研修等を通じた指針内容の周知、相談対応などを実施しており、本委員会も苦情相談を実施し、必要に応じて助言、指導、あっせん等の措置を行ってきた。ハラスメントの相談件数は依然として多く、相談しやすい環境の整備が進んできていると評価できる一方、引き続きハラスメントを生じさせない職場づくりを推進していく必要がある。

令和7年度から実施している風通しの良い職場づくりのための県幹部職員研修では、知事、副知事をはじめ幹部職員が、ハラスメント防止、個人情報保護、公益通報者保護制度及び組織マネジメント力について学び、健全な組織運営のための役割・責任と心構えを再認識するとともに、事例演習を通して実践力を身に付けるための研修を受講している。今後も継続的に研修を受講し、理解を促進し、実践を図る必要がある。管理職等は自身の言動を顧みて、職場でハラスメントが行われていないかを十分に注視するとともに、職員が相談しやすい環境整備を一層進める必要がある。

また、階層別研修等においても、引き続きハラスメント防止に関する研修を実施し、全職員が法の趣旨や責務を認識することが重要である。

さらに、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）のように、業務の範囲や程度を明らかに超える要求は、職員が疲弊する原因の一つになる。改正労働施策総合推進法（令和8年10月施行）では、カスタマー・ハ

ラスメント対策が事業主の雇用管理上の措置義務とされており、今後、各任命権者が策定したカスタマー・ハラスメントの防止に関する指針等に基づき、実効性のある対策に取り組む必要がある。

また、性的指向や性自認(SOGI)を理由とする偏見や差別、その他職場における様々なアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）によるハラスメントが生じることがないよう職員の意識向上のための研修や働きやすい環境整備等、ハード・ソフト両面にわたる取組を行う必要がある。

5 高齢期の雇用

本格的な少子高齢化社会を迎え、若年労働人口の減少が続く中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を有効に活用する必要がある。そのため、60歳以降の働き方に対する職員の意向にも配慮した勤務形態による任用や配置等に留意するとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要である。

また、高齢層職員がモチベーションを維持し、その活躍を促すためには、職員の勤務意欲と勤務実績にこたえる処遇としていく必要がある。

高齢層職員の給与については、65歳定年の完成を視野にいった60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について、今後の国の検討の動向を注視していく。

教育職の再任用職員については、60歳超の常勤職員と給与水準に差があることは権衡の観点から課題があったが、今般のモデル給料表の改定により、60歳超の常勤職員並みに改善された。今後も常勤職員との権衡等の観点を踏まえたモデル給料表が作成されるよう注視していく。

高齢層職員の士気確保は非常に重要であり、各任命権者においては、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上に意を用いる必要がある。

6 臨時・非常勤職員の任用等

本県においては、様々な分野で会計年度任用職員をはじめ、臨時・非常勤職員が任用されており、公務の円滑な推進に寄与している。

各任命権者においては、公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定しその職に就く職員の能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要がある。

人事院は、任期が相当長期にわたる国の非常勤職員について、扶養手当及び住

居手当に相当する給与の支給に努めることとしており、本県の会計年度任用職員についても、国の非常勤職員との権衡を踏まえた措置の検討を行う必要がある。また、会計年度任用職員の採用に当たっては、任期ごとに客観的な能力実証を行うことが必要である。再度の任用を行う場合についても平等取扱いの原則及び成績主義、国の非常勤職員の取扱いも踏まえ適切に対応する必要がある。

7 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、一人ひとりが兵庫県職員としての自覚を持ち、法令遵守に留まらず、公務員としての高い倫理観を持って、自らの行動を厳しく律することが求められている。

多くの職員が、県民生活を重視した県行政の推進に向けて職務に邁進しているにもかかわらず、一部の職員によるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生しており、公務全体の信頼に大きな影響を与えている。

管理職の懲戒処分事例も見受けられることから、管理職が自らを律することはもとより、各任命権者においては、日頃から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底を図らなければならない。

職員公益通報制度については、公益通報者保護法の改正の趣旨を踏まえて、外部公益通報も含め全ての公益通報者を保護する体制を構築するための要綱改正が行われたところであるが、制度の運用にあたっては、通報者の保護を徹底する等、組織の自浄作用を一層発揮できるよう十分留意する必要がある。

第3 おわりに

1 人事委員会の給与勧告制度

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与するものであり、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本県の財政状況が厳しさを増しているが、財政健全化と必要な投資を両立できる持続可能な財政運営を図るため、財政運営検討会における検討も行われている。増加する行政需要に対応し、持続可能な行政サービスを提供するためには、行政の効率的運営に努めながら、直面する様々な課題に職員が一丸となって取り組まなければならない。

そのためにも、県議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる処遇の確保、職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成や人材確保等に配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

2 むすび

職員においては、県民の安全・安心を確保するため、誇りと使命感を持って、日々の職務に精励していることに心から敬意を表する。

県政を取り巻く状況や社会情勢が激変する中であって、公務に対する県民の期待は大きい。

今後も、県民の期待と信頼に応えるべく、職務に精励いただくようお願いする。

別表

人事院の給与等に関する報告等の概要（R8.8.7）

I 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
1 実力本位で活躍できる公務	(1) 課題認識 激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要 ➤「本府省幹部職員等」（次官級～課長級）について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度へ ※「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し (2) 人事制度見直しの骨格 ▶ 職務・職責をより重視した給与体系 ・本府省幹部職員等のポストを対象とする俸給表を新設し、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定 ・人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ※地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討 ▶ 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底 ・能力・実績に基づいて適任者を登用・抜てきするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し ・昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに ▶ 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入 ・民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討 [令和9年夏に具体的な内容を報告]
2 働きやすさと成長が両立する公務	(1) 転勤の経済的負担の軽減 ・単身赴任者であるか否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設 ・60 km以上の転勤を行った職員を対象とする広域異動手当の支給割合を引上げ ・不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大 ・今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、給与上のインセンティブ向上を目指す (2) 働きやすい環境の整備 ・特に月 100 時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、伴走支援の対象府省を拡大 ・臨時調査の機動的な実施を始めとする調査・指導を強化 (3) 柔軟な働き方の推進 ・個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年 7 日取得できる無給休暇を新設 ・フレックスタイム制について、1 日の最短勤務時間を見直すとともに、コアタイムを設定しないことも可能に (4) 「成長できる職場」の整備 ・「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しを進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進 ・各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

事 項	概 要
3 誰もが挑戦できる開かれた校務	(1) 採用試験等の見直し ・海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるC B T方式（オンライン試験）を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験（教養区分）、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す ・技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 (2) 専門人材等の採用の推進 ・アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援 ・専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現
4 高い使命感とやりがいを持って働ける公務	(1) 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ・ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信 (2) 国家公務員行動規範の更なる浸透 ・職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を向上

II 給与に関する勧告・報告

事 項	概 要
1 民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 15,056 円 (3.51%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.72 月
2 給与改定の内容	(1) 月例給 ▶ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定 ※行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級4.0%、2級3.6%、3級3.4%、4級3.1%、5～10級3.0%、全体3.3% ▶ 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ) ▶ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率は8.5%) [令和8年4月実施] (2) 期末・勤勉手当 ▶ 年間4.65月分 → 4.70月分 ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ [令和8年4月実施] ▶ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し [令和9年4月実施] ※このほか、初任給調整手当、宿日直手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定
3 転勤に伴う経済的な負担の軽減等	(1) 転居に関する手当 転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 ▶ 官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居した職員を対象に支給 ▶ 支給期間は異動から3年間（単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能） [令和9年4月実施] (2) 広域異動手当 広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、支給割合を引上げ ▶ 60 km以上 300 km未満：5% → 8% 300 km以上：10% → 16% [令和8年4月実施] (3) 特地勤務手当に準ずる手当 生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても手当の支給対象とできるよう、官署の指定基準を見直し [令和9年4月実施] ※これらの見直しのほか、今後、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討。措置の具体的な内容を令和9年夏に報告

Ⅲ 勤務時間及び休暇に関する勧告

事 項	概 要
1 無給休暇の新設	(1) 概要 勤務時間法を改正し、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得できる「無給休暇」を新設 [令和9年4月1日施行] (2) 趣旨 ・育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要 ⇒日単位で無給休暇を取得することにより、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとして機能 ⇒時間単位で無給休暇を取得することにより、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定の期間、短時間勤務を行うことが可能
2 代休日の指定等の見直し	(1) 概要 勤務時間法を改正し、職員の健康福祉の増進を図る観点から、休日や週休日^(※)に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位（代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日又は4時間）に満たない場合でも可能とする (※) 休日とは、国民の祝日及び年末年始の休日を、週休日とは日曜日及び土曜日（交替制等勤務職員を除く。）をいう [令和9年4月1日施行] (2) 趣旨 【現行】休日や週休日の勤務が取得単位に満たない場合は、代休日の指定及び週休日の振替等ができず、それぞれ休日給の支給、超過勤務手当等の支給で対応 ・長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させることが重要 ⇒代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間に限り行えるようにすることで、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員がその勤務した時間と同じ時間だけ休むことが可能

Ⅳ 国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出

事 項	概 要
遺族補償年金の受給資格要件等の見直し	(1) 趣旨 国家公務員災害補償制度がセーフティネットとして適切に機能するためには、補償内容が時代に即したものであり、民間における災害補償制度との均衡を考慮したものとなっている必要 ⇒就労構造の変化等の状況、令和8年7月の遺族補償年金の支給要件等の見直しを内容とする労災保険法一部改正法の成立を踏まえ、国家公務員災害補償制度においても、必要な見直しを実施 [令和9年4月1日施行] (2) 改正内容 国家公務員災害補償法を改正し、 ・遺族補償年金の受給資格者要件について、配偶者が夫である場合にのみ課せられた要件を撤廃 ・遺族補償年金の年金額について、遺族が1人の場合の額を平均給与額×175日に見直し ・補償を受ける権利の消滅時効の期間について、補償を支給すべき事由に該当するか容易に判断することができない疾病[※]である場合には、療養補償等の消滅時効の期間を2年から5年に延長 [※] 疾病の特性等を踏まえ人事院規則で指定（脳・心臓疾患、精神疾患等を想定）

別紙第 2

勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 改定の内容

1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間の給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じること。

(2) 第 1 種初任給調整手当

ア 国家公務員の例により、医師及び歯科医師に対する手当月額の限度を改定すること。

イ 獣医師に対する手当月額の限度を 38,500 円とすること。

(3) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める特殊な勤務を主とする宿日直勤務は 8,000 円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分（特定幹部職員にあつては 1.075 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（特定幹部職員にあつては 1.275 月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合を 0.725 月分（特定幹部職員にあつては 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.525 月分（特定幹部職員にあつては 0.625 月分）とすること。

ウ 任期付研究員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

エ 特定任期付職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

II 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、別記高等学校教育職給料表の備考 2 及び中学校・小学校教育職給料表の備考 2 については、令和 9 年 1 月 1 日から実施すること。

2 第 2 種初任給調整手当に関する特例措置

令和 8 年 4 月 1 日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第 2 種初任給調整手当の月額算定は、この改定前の給料表に基づいて行うものとする。

[令和8年勧告]

別記 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	477,000			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	477,300			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	477,600			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	477,900			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700							
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000							
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300							
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500							
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700							
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000							
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300							
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500							
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700							
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000							
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300							
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500							
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700							
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400								
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700								
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900								
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100								
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400								
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700								
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900								
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100								
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400								
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700								
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900								
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	422,100							
	86	275,500	315,300	366,500	408,700	421,400								
	87	275,800	315,600	366,900	409,100	421,700								
	88	276,100	315,900	367,300	409,500	421,900								
	89	276,400	316,200	367,500	409,800	422,100								
	90	276,700		367,900	410,300									
	91	277,000		368,300	410,700									
	92	277,300		368,700	411,100									
	93	277,600		368,900	411,400									
	94			369,200										
	95			369,600										
	96			369,900										
	97			370,200										
	98			370,600										
	99			371,000										
	100			371,400										
	101			371,900										
	102			372,300										
	103			372,700										
	104			373,100										
	105			373,600										
	106			374,000										
	107			374,300										
	108			374,600										
	109			375,000										
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額			
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400	円 499,600	円 586,200			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[令和8年勧告]

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円					
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600					
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800					
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500					
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400					
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300					
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300					
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000					
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900					
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700					
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800					
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100					
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600					
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600					
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600					
	15	230,700	288,100	375,000	421,700						
	16	232,500	290,300	376,000	423,200						
	17	234,200	292,500	377,300	424,700						
	18	236,000	294,800	378,500	426,300						
	19	237,800	297,200	379,700	427,900						
	20	239,600	299,600	380,900	429,600						
	21	241,500	301,900	382,100	430,800						
	22	243,300	304,100	383,300	432,200						
	23	245,000	306,200	384,400	433,600						
	24	246,700	308,300	385,400	434,900						
	25	248,400	310,400	386,500	436,200						
	26	250,500	312,300	387,500	437,500						
	27	252,400	314,200	388,400	439,000						
	28	254,300	316,100	389,400	440,500						
	29	256,200	318,000	390,300	441,700						
	30	257,400	319,500	391,000	442,900						
	31	258,500	321,100	391,800	444,500						
	32	259,600	322,600	392,500	446,000						
	33	261,000	324,100	393,100	447,300						
	34	262,300	325,600	393,800	448,700						
	35	263,700	327,100	394,500	450,100						
	36	265,100	328,600	395,300	451,500						
	37	266,500	330,000	396,000	452,900						
	38	268,000	331,000	396,700	454,300						
	39	269,500	331,900	397,500	455,700						
	40	271,100	332,700	398,200	457,100						
	41	272,500	333,400	399,000	458,200						
	42	273,800	333,900	400,100	459,500						
	43	275,200	334,400	401,300	460,900						
	44	276,600	334,800	402,500	462,200						
	45	278,100	335,200	403,200	463,000						
	46	279,400	335,700	404,200	463,800						
	47	280,700	336,200	405,000	464,700						
	48	281,900	336,600	405,700	465,600						
	49	283,100	337,000	406,400	466,400						
	50	284,200	337,400	407,100	467,200						
	51	285,300	337,800	407,700	467,800						
	52	286,400	338,300	408,300	468,600						
	53	287,400	338,700	408,900	469,000						
	54	288,500	339,100	409,600	469,600						
	55	289,500	339,500	410,400	470,100						
	56	290,500	339,900	411,200	470,600						
	57	291,500	340,300	411,800	471,100						
	58	292,200	340,600	412,600	471,700						
	59	292,700	341,000	413,300	472,200						
60	293,300	341,400	414,000	472,700							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	293,900	341,800	414,600	473,200						
	62	294,500	342,300	415,300							
	63	295,100	342,900	415,900							
	64	295,700	343,400	416,600							
	65	296,300	343,800	417,300							
	66	296,800	344,400	417,900							
	67	297,400	344,900	418,500							
	68	297,900	345,500	419,200							
	69	298,500	346,000	419,900							
	70	299,200	346,500	420,400							
	71	299,800	346,900	421,000							
	72	300,400	347,500	421,600							
	73	301,100	348,000	422,100							
	74	301,700	348,500	422,700							
	75	302,300	349,100	423,300							
	76	303,000	349,800	423,800							
	77	303,700	350,400	424,300							
	78	304,400	350,800	424,800							
	79	305,100	351,500	425,300							
80	305,600	352,200	426,000								
81	306,200	352,800	426,400								
82	306,900	353,500	426,900								
83	307,600	354,100	427,400								
84	308,200	354,700	428,100								
85	308,700	355,200	428,500								
86	309,400	355,700									
87	310,100	356,100									
88	310,700	356,400									
89	311,200	356,700									
90	311,800	357,200									
91	312,500	357,500									
92	313,100	357,900									
93	313,700	358,200									
94	314,200	358,500									
95	314,800	358,900									
96	315,300	359,300									
97	315,600	359,800									
98	316,000										
99	316,400										
100	316,900										
101	317,300										
102	317,600										
103	317,900										
104	318,200										
105	318,600										
106	318,900										
107	319,300										
108	319,600										
109	319,800										
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円					
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900					
備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。											
2 この表の5級の9号給から14号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるもののみに適用する。											

医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	621,600
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500		
	67		513,100		
	68		513,600		
	69		514,100		
	70		514,600		
	71		515,100		
	72		515,600		
	73		516,000		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

[令和8年勧告]

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		

定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,100
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,600
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	422,000
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,400
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	422,800
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	423,300
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	423,700
	93	309,600	339,800	376,200	394,600	424,100
	94	309,900	340,500	376,600	395,100	424,500
	95	310,400	341,200	377,100	395,600	425,000
	96	310,900	341,800	377,500	396,100	425,400
	97	311,400	342,200	378,000	396,700	425,800
	98	311,900	342,500	378,400	397,200	
	99	312,300	343,000	378,900	397,700	
	100	312,700	343,600	379,300	398,100	
	101	313,100	344,000	379,600	398,700	
	102	313,500	344,500	380,100	399,200	
	103	313,900	345,100	380,400	399,700	
	104	314,200	345,600	380,700	400,200	
	105	314,500	346,000	381,100	400,800	
	106	314,900	346,500	381,600	401,200	
	107	315,300	347,000	382,100	401,700	
	108	315,600	347,500	382,600	402,200	
	109	315,800	347,900	383,100	402,800	
	110	316,100	348,200	383,600	403,200	
	111	316,300	348,500	384,100	403,700	
	112	316,600	348,800	384,500	404,200	
	113	316,900	349,100	384,900	404,800	
	114	317,100	349,500	385,300	405,200	
	115	317,400	349,800	385,800	405,700	
	116	317,600	350,100	386,300	406,200	
	117	317,900	350,300	386,700	406,800	
	118	318,100	350,600	387,200	407,200	
	119	318,400	350,900	387,700	407,700	
	120	318,700	351,100	388,200	408,200	

[令和8年勧告]

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	319,000	351,300	388,500	408,800			
	122	319,300	351,600	389,000	409,200			
	123	319,600	351,900	389,500	409,700			
	124	319,900	352,200	390,000	410,200			
	125	320,100	352,400	390,300	410,800			
	126	320,300	352,700	390,800	411,200			
	127	320,600	353,000	391,300	411,700			
	128	321,000	353,200	391,800	412,200			
	129	321,200	353,400	392,100	412,800			
	130	321,500	353,600	392,600	413,200			
	131	321,800	353,900	393,100	413,700			
	132	322,200	354,100	393,600	414,200			
	133	322,400	354,400	393,900	414,800			
	134	322,700	354,800					
	135	323,000	355,200					
	136	323,300	355,600					
	137	323,500	355,900					
	138	323,800	356,300					
	139	324,100	356,700					
	140	324,400	357,100					
	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200	362,200					
	155	328,400	362,600					
	156	328,700	363,000					
	157	329,000	363,300					
	158	329,300	363,700					
	159	329,600	364,100					
	160	329,900	364,500					
	161	330,300	364,800					
	162	330,600	365,200					
	163	330,900	365,600					
	164	331,200	366,000					
	165	331,600	366,300					
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
	170	333,200						
	171	333,500						
	172	333,800						
	173	334,200						
	174	334,500						
	175	334,800						
	176	335,100						
	177	335,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	487,600	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	487,800	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	488,000	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	488,400	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	488,600	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	488,800	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	489,000	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	489,400	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	489,600	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	489,800	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	490,000	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	490,400	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	490,600	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	490,800	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	491,000	

[令和8年勧告]

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	491,400
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000	472,700	
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300	473,000	
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500	473,300	
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700	473,500	
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000	473,800	
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300	474,100	
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500	474,400	
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700	474,600	
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900	456,000		
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300	456,300		
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700	456,500		
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000	456,700		
	90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400	457,000		
	91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800	457,300		
	92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200	457,500		
	93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500	457,700		
	94	328,700	351,500	378,300	414,900	448,900			
	95	329,600	352,700	379,800	415,400	449,300			
	96	330,400	353,900	381,200	415,900	449,700			
	97	331,100	355,100	382,500	416,300	450,000			
	98	331,900	356,400	383,700	416,800				
	99	332,700	357,600	384,800	417,300				
	100	333,500	358,800	386,000	417,700				
	101	334,400	360,200	387,100	418,000				
	102	335,400	361,100	388,200	418,400				
	103	336,400	362,100	389,300	418,800				
	104	337,300	363,200	390,400	419,100				
	105	338,100	364,300	391,600	419,400				
	106	338,700	365,400	392,100	419,900				
	107	339,300	366,400	392,700	420,400				
	108	339,900	367,400	393,300	420,900				
	109	340,400	368,600	393,900	421,200				
	110	340,900	369,600	394,400	421,700				
	111	341,300	370,600	394,800	422,200				
	112	341,800	371,500	395,300	422,700				
	113	342,600	372,400	395,700	423,000				
	114	343,200	373,300	396,100	423,500				
	115	343,900	374,200	396,600	424,000				
	116	344,500	375,200	397,100	424,500				
	117	345,100	376,200	397,500	424,900				
	118	345,800	376,600	398,000	425,400				
	119	346,500	377,200	398,600	425,800				
	120	347,200	377,800	399,100	426,300				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	347,800	378,100	399,300	426,700					
	122	348,100	378,500	399,800	427,200					
	123	348,600	378,900	400,300	427,600					
	124	349,100	379,300	400,700	428,100					
	125	349,400	379,700	401,200	428,500					
	126	349,700	380,100	401,700	429,000					
	127	350,200	380,500	402,200	429,400					
	128	350,700	380,900	402,700	429,900					
	129	351,000	381,300	403,000	430,300					
	130	351,300	381,700	403,500	430,800					
	131	351,800	382,100	404,000	431,200					
	132	352,300	382,500	404,500	431,700					
	133	352,600	382,700	404,800	432,100					
	134		383,200	405,300						
	135		383,500	405,700						
	136		383,800	406,100						
	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300	408,500						
	143		386,800	409,000						
	144		387,300	409,500						
	145		387,600	409,800						
	146		388,100	410,200						
	147		388,600	410,700						
	148		389,100	411,200						
	149		389,400	411,500						
	150		389,900	411,900						
	151		390,400	412,400						
	152		390,900	412,900						
	153		391,200	413,200						
	154		391,700	413,600						
	155		392,200	414,100						
	156		392,700	414,600						
	157		393,000	414,900						
	158		393,500							
	159		394,000							
	160		394,500							
	161		394,800							
	162		395,300							
	163		395,800							
	164		396,300							
	165		396,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 277,300	円 290,300	円 295,200	円 330,500	円 349,300	円 365,000	円 390,700	円 429,400	円 464,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,000	244,500	343,900	403,000	479,200
	2	225,400	246,900	345,700	404,500	481,000
	3	227,800	249,300	347,600	406,000	482,800
	4	230,100	251,800	349,400	407,500	484,600
	5	232,300	254,300	351,100	409,000	486,300
	6	234,700	256,700	353,200	410,400	488,000
	7	236,900	259,100	355,300	411,900	489,900
	8	239,100	261,600	357,300	413,300	491,700
	9	241,300	264,000	359,300	414,600	493,400
	10	243,500	266,600	361,300	416,000	495,000
	11	245,700	267,200	363,200	417,500	496,700
	12	248,000	268,800	365,000	419,000	498,200
	13	250,200	270,400	366,800	420,300	499,700
	14	252,300	271,800	368,400	421,800	501,000
	15	254,400	273,200	369,900	423,300	502,400
	16	256,500	274,600	371,400	424,800	503,700
	17	258,600	276,000	372,700	426,200	504,900
	18	260,400	277,200	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	278,400	375,700	429,400	506,100
	20	263,800	279,600	377,100	430,900	506,800
	21	265,500	280,900	378,500	432,100	507,400
	22	266,800	282,000	380,100	433,500	508,000
	23	268,100	283,100	381,700	434,900	508,600
	24	269,300	284,300	383,100	436,200	509,300
	25	270,500	285,600	384,600	437,800	509,900
	26	271,700	287,300	386,100	439,200	510,500
	27	272,900	289,000	387,500	440,500	511,100
	28	274,100	290,700	388,700	441,900	511,800
	29	275,200	292,400	390,000	443,300	512,400
	30	276,200	294,400	391,700	444,600	513,000
	31	277,300	296,600	393,200	446,100	513,600
	32	278,300	298,900	394,900	447,600	514,300
	33	279,400	301,100	396,700	449,200	514,900
	34	280,500	303,300	398,400	450,600	515,500
	35	281,700	305,600	400,100	452,200	516,100
	36	283,000	307,800	401,800	453,700	516,800
	37	284,200	309,900	403,100	455,400	517,400
	38	285,300	311,800	404,600	456,900	518,000
	39	286,500	313,700	405,800	458,500	518,600
	40	287,600	315,500	406,900	460,100	519,300
	41	288,900	317,400	407,900	461,600	519,900
	42	289,900	319,300	409,200	463,100	
	43	290,900	321,100	410,500	464,300	
	44	291,800	322,800	411,800	465,500	
	45	292,400	324,500	413,300	466,700	
	46	293,200	326,300	415,000	468,000	
	47	294,000	328,000	416,600	469,200	
	48	294,800	329,700	418,000	470,400	
	49	295,500	331,400	419,200	471,500	
	50	296,300	333,200	420,700	472,700	
	51	297,000	335,000	422,000	473,900	
	52	297,800	336,700	423,500	475,100	
	53	298,600	338,100	424,900	476,300	
	54	299,400	340,000	426,300	477,500	
	55	300,100	341,800	427,700	478,700	
	56	300,900	343,500	429,200	479,900	
	57	301,600	345,300	430,500	481,000	
	58	302,200	347,200	431,400	481,600	
	59	303,000	348,900	432,600	482,100	
	60	303,800	350,700	433,800	482,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	304,500	352,500	435,000	483,100	
	62	305,100	354,300	436,200	483,700	
	63	305,900	356,000	437,400	484,200	
	64	306,500	357,700	438,600	484,700	
	65	307,500	359,400	439,500	485,200	
	66	308,300	360,800	440,700	485,800	
	67	309,000	362,200	441,800	486,300	
	68	309,700	363,700	443,000	486,800	
	69	310,400	365,300	444,000	487,300	
	70	311,100	366,900	445,000	487,900	
	71	311,800	368,400	446,000	488,400	
	72	312,500	370,000	446,900	488,900	
	73	313,200	371,600	447,600	489,400	
	74	313,900	373,200	448,300	490,000	
	75	314,600	374,800	449,200	490,500	
	76	315,200	376,300	450,000	491,000	
	77	315,800	377,900	450,400	491,500	
	78	316,500	379,500	451,000		
	79	317,200	381,100	451,400		
	80	317,800	382,600	452,000		
	81	318,400	384,100	452,600		
	82	319,000	385,700	452,900		
	83	319,700	387,100	453,100		
	84	320,400	388,600	453,300		
	85	321,100	390,100	453,400		
	86	321,900	391,700	453,500		
	87	322,600	393,300	453,800		
	88	323,200	394,800	454,000		
	89	323,900	396,200	454,300		
	90	324,700	397,600	454,600		
	91	325,400	399,000	454,900		
	92	326,200	400,300	455,100		
	93	326,700	401,600	455,400		
	94	327,400	403,000	455,700		
	95	328,100	404,300	456,000		
	96	328,800	405,600	456,300		
	97	329,400	406,700	456,600		
	98	330,000	408,100	456,900		
	99	330,800	409,400	457,200		
	100	331,500	410,700	457,500		
	101	332,300	411,900	457,800		
	102	333,100	413,200	458,100		
	103	334,000	414,300	458,400		
	104	334,800	415,500	458,700		
	105	335,400	416,700	459,000		
	106	336,200	417,800	459,300		
	107	337,000	419,000	459,600		
	108	337,800	420,200	459,900		
	109	338,400	421,600	460,200		
	110	338,800	422,600	460,500		
	111	339,100	423,600	460,800		
	112	339,600	424,600	461,100		
	113	340,100	425,500	461,400		
	114	340,500	426,500			
	115	340,900	427,600			
	116	341,300	428,700			
	117	341,800	429,400			
	118	342,300	430,300			
	119	342,700	431,200			
	120	343,200	432,100			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	343,700	432,900			
	122	344,100	433,700			
	123	344,500	434,500			
	124	345,000	435,300			
	125	345,500	435,900			
	126	345,800	436,600			
	127	346,100	437,300			
	128	346,400	438,000			
	129	346,600	438,600			
	130	346,900	439,100			
	131	347,200	439,400			
	132	347,400	439,700			
	133	347,600	440,000			
	134	347,800	440,300			
	135	348,000	440,600			
	136	348,300	440,800			
	137	348,600	441,000			
	138	348,800	441,300			
	139	349,100	441,600			
	140	349,400	441,800			
	141	349,600	442,000			
	142	349,800	442,300			
	143	350,100	442,600			
	144	350,300	442,800			
	145	350,600	443,000			
	146	350,800	443,300			
	147	351,100	443,600			
	148	351,400	443,800			
	149	351,600	444,000			
	150	351,800	444,300			
	151	352,100	444,600			
	152	352,400	444,800			
	153	352,600	445,000			
	154	352,800	445,300			
	155	353,100	445,600			
	156	353,400	445,800			
	157	353,600	446,000			
	158	353,800	446,300			
	159	354,100	446,600			
	160	354,400	446,800			
	161	354,600	447,000			
	162	354,800	447,300			
	163	355,100	447,600			
	164	355,400	447,800			
	165	355,600	448,000			
	166	355,800	448,300			
	167	356,100	448,600			
	168	356,400	448,800			
	169	356,600	449,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 268,200	円 313,100	円 345,700	円 376,600	円 471,600

備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同表の額に15,400円を、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,000	244,500	343,900	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	345,700	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,600	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,400	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,100	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,200	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,300	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,300	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	359,300	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	361,300	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	363,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	365,000	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,800	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,400	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,900	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,400	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,700	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,900	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,700	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,200	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,600	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	384,000	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,400	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,700	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,900	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	388,900	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,300	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,600	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	392,900	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,500	415,300	487,600
	35	281,300	305,600	396,700	416,500	488,100
	36	282,400	307,800	398,000	417,700	488,600
	37	283,600	309,900	399,100	418,800	489,100
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	489,500
	39	285,500	313,700	401,000	421,200	490,000
	40	286,600	315,500	401,900	422,300	490,500
	41	287,800	317,400	402,900	423,400	491,000
	42	288,900	319,300	404,000	424,700	
	43	290,000	321,100	405,200	425,700	
	44	291,100	322,800	406,300	426,800	
	45	292,000	324,500	407,200	428,000	
	46	292,800	326,300	408,400	429,200	
	47	293,600	328,000	409,600	430,400	
	48	294,400	329,700	410,700	431,600	
	49	295,000	331,400	411,400	432,700	
	50	295,800	333,200	412,600	433,700	
	51	296,500	335,000	413,600	435,000	
	52	297,200	336,700	414,700	436,200	
	53	298,000	338,100	415,400	437,400	
	54	298,800	340,000	416,500	438,500	
	55	299,400	341,800	417,500	439,600	
	56	300,100	343,500	418,500	440,700	
	57	300,800	345,300	419,600	441,700	
	58	301,600	347,200	420,600	442,900	
	59	302,400	348,900	421,700	444,100	
	60	303,000	350,700	422,800	445,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	303,600	352,500	423,600	445,900	
	62	304,300	354,300	424,700	446,700	
	63	305,000	356,000	425,800	447,400	
	64	305,500	357,700	426,800	447,900	
	65	306,200	359,400	427,800	448,200	
	66	306,900	360,800	428,700	448,500	
	67	307,500	362,200	429,700	448,900	
	68	308,100	363,700	430,700	449,300	
	69	308,800	365,300	431,500	449,600	
	70	309,500	366,800	432,500	450,000	
	71	310,100	368,300	433,400	450,300	
	72	310,800	369,800	434,400	450,600	
	73	311,300	371,200	435,100	450,900	
	74	312,000	372,800	435,700	451,200	
	75	312,700	374,300	436,400	451,500	
	76	313,200	375,700	437,100	451,800	
	77	313,800	377,100	437,600	452,000	
	78	314,500	378,600	438,300	452,300	
	79	315,100	380,100	438,800	452,600	
	80	315,700	381,700	439,400	452,800	
	81	316,200	383,000	439,900	453,000	
	82	316,800	384,300	440,200	453,300	
	83	317,400	385,600	440,400	453,600	
	84	318,000	386,800	440,500	453,800	
	85	318,400	387,900	440,700	454,000	
	86	318,800	389,100	441,000	454,300	
	87	319,300	390,100	441,300	454,600	
	88	319,800	391,200	441,600	454,800	
	89	320,200	392,200	442,000	455,000	
	90	320,600	393,300	442,300	455,300	
	91	321,000	394,400	442,600	455,600	
	92	321,400	395,400	442,900	455,800	
	93	321,700	396,500	443,200	456,000	
	94	322,100	397,600	443,500	456,300	
	95	322,500	398,600	443,800	456,600	
	96	322,800	399,700	444,100	456,800	
	97	323,100	400,700	444,400	457,000	
	98	323,500	401,700	444,700	457,300	
	99	323,800	402,600	445,000	457,600	
	100	324,100	403,500	445,300	457,800	
	101	324,500	404,300	445,600	458,000	
	102	324,800	405,300	445,900		
	103	325,100	406,100	446,200		
	104	325,400	407,000	446,500		
	105	325,600	407,800	446,800		
	106	325,900	408,700	447,100		
	107	326,200	409,600	447,400		
	108	326,400	410,500	447,700		
	109	326,600	411,300	448,000		
	110	326,800	412,300	448,300		
	111	327,100	413,200	448,600		
	112	327,400	414,100	448,900		
	113	327,600	414,700	449,200		
	114		415,600	449,500		
	115		416,500	449,800		
	116		417,400	450,100		
	117		418,200	450,400		
	118		418,900			
	119		419,700			
	120		420,500			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	421,100			
	122	421,800			
	123	422,500			
	124	423,100			
	125	423,700			
	126	424,400			
	127	424,900			
	128	425,500			
	129	426,100			
	130	426,700			
	131	427,200			
	132	427,700			
	133	428,000			
	134	428,300			
	135	428,500			
	136	428,800			
	137	429,100			
	138	429,400			
	139	429,700			
	140	430,000			
	141	430,300			
	142	430,600			
	143	430,900			
	144	431,200			
	145	431,400			
	146	431,700			
	147	432,000			
	148	432,200			
	149	432,400			
	150	432,700			
	151	433,000			
	152	433,200			
	153	433,400			
	154	433,700			
	155	434,000			
	156	434,200			
	157	434,400			
	158	434,700			
	159	435,000			
	160	435,200			
	161	435,400			
	162	435,700			
	163	436,000			
	164	436,200			
	165	436,400			
	166	436,700			
	167	437,000			
	168	437,200			
	169	437,400			
	170	437,700			
	171	438,000			
	172	438,200			
	173	438,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000
				370,000	460,300

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に15,600円を、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とする。

任期付研究員給料表

第 1 号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第 2 号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000